

日本統計学会中村隆英賞規程

(目的)

第1条 経済統計・社会統計の研究及び実務並びにこれに関連する分野の分析、理論、手法等の発展において顕著な業績のあった個人を顕彰し、我が国の経済統計の発達、普及、啓発に貢献することを目的として、日本統計学会中村隆英賞（英名：JSS Nakamura Takafusa Award）を設ける。

(対象範囲)

第2条 授賞の対象となる者は、経済統計・社会統計の研究及び実務又はこれに関連する分野の分析、理論、手法等の発展に関し、多年にわたり顕著な功績のあった個人とし、日本統計学会の会員・非会員の別を問わない。ただし、当該年度の前年度末時点で75歳未満の者とする。

2 授賞対象は、原則として年間2名以内とし、過去10年間において日本統計学会賞を受賞した者は対象としない。

(選考方法)

第3条 日本統計学会に設けた選考委員会が会員からの推薦を受けて選考する。選考委員会は、日本統計学会会長、前会長、理事長、及び会長が推薦し理事会が承認した者若干名により構成する。

2 授賞の候補者を推薦することができる者は、日本統計学会の正会員、名誉会員に限る。推薦者は所定の様式にしたがって候補者を推薦する。

3 選考委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 最終選考は他の学会賞選考委員会との合同委員会における調整を経て決定する。

(賞の内容)

第4条 受賞者には、賞状並びに副賞として賞金、記念品及び中村隆英氏の著書を授与する。

(発表方法)

第5条 選考委員会は、選考結果を日本統計学会社員総会及び会員大会に報告し、大会期間中に授賞式を行う。

(付記)

第6条 日本統計学会中村隆英賞は、故中村隆英東京大学名誉教授（第18代日本統計学会会長、元統計審議会会長）のご遺族からの寄付による基金に基づき、同氏の業績

を顕彰して日本統計学会が運営するものである。

付則

1. 本規程は 2020 年 5 月 30 日より施行する。
 2. 本改定は 2025 年 6 月 7 日より施行する。
 3. 本改定は 2026 年 6 月 1 日より施行する。
- (以上)